

(平成23年8月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

9 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から51年3月まで
年金事務所からの回答によると、申立期間の国民年金保険料が未納とされている。

しかしながら、私の国民年金については、私が20歳になった時に母親が加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は母親が毎月集金人に納付してくれていたはずなので、調査の上、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年10月に払い出されていることが確認できるとともに、オンライン記録によると、申立人の同手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日の状況から、申立人の国民年金の加入手続は同年9月に行われたものと推認できるところ、上記払出日以前に、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、加入手続が行われた時点において、申立期間の一部は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間に該当する。

また、前述の加入手続が行われた時点では、申立期間の一部は、遡って国民年金保険料を納付することが可能であるものの、申立人から、母親が申立人の申立期間に係る保険料を遡って納付したことをうかがわせる具体的な供述は得られない上、A市町村は、「申立期間当時、集金人は、過年度保険料を取り扱っていなかった。」と回答している。

さらに、昭和51年10月に申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されている申立人の兄（長兄）についても、A市町村の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人と同様に同年3月以前の国民年金被保険者期間について国民年金保険料が未納となっていることが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとされる申立人の母親は既に死亡し

ていることから、当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年12月から12年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年12月から12年2月まで
年金事務所からの回答によると、申立期間の国民年金保険料が未納とされている。

しかしながら、私は、平成9年12月25日に勤務していた会社を退職したため、同年12月頃、市町村役場で国民年金の加入手続を行い、12年3月に就職するまで、送られてきた納付書により、申立期間の国民年金保険料を金融機関で毎月納付していたはずなので、調査の上、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、平成9年12月25日に勤務していた会社を退職したので、同年12月頃、市町村役場で国民年金の加入手続を行い、12年3月に就職するまで、送られてきた納付書により、申立期間の国民年金保険料を金融機関で毎月納付した。」と主張しているものの、オンライン記録によると、申立期間について、平成12年7月21日付けで、「未加入期間国年適用勧奨」の未適用者一覧（最終）が作成されていることが確認でき、申立期間当時、申立人は、国民年金未加入者であったものと推認されることから、申立人の主張と符合しない。

また、オンライン記録によると、申立期間に係る国民年金被保険者資格取得日及び資格喪失日に係る記録が平成12年8月25日付けで追加訂正されていることから、この時点では、申立期間の一部は、時効により国民年金保険料が納付できない期間である上、申立人は、「申立期間の国民年金保険料を遡って納付したことは無い。」と供述している。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年12月から平成3年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 12 月から平成 3 年 1 月まで
年金事務所からの回答によると、申立期間の国民年金保険料が未納とされている。

しかし、私は、昭和 60 年 2 月に結婚した後、加入手続を行った時期及び納付した国民年金保険料の金額等は分からないが、義父が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を遡ってまとめて納付してくれ、義父からその領収書を受け取った記憶がある。

以上のことから、申立期間は、国民年金保険料を納付しているはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 60 年 2 月に結婚した後、義父が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を遡ってまとめて納付してくれた。」と申し立てているところ、i) 申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄には、申立人が初めて国民年金被保険者となった日である昭和 59 年 12 月 26 日の記載の下に「受付. 平成 5 年 2 月 17 日」と記載されていることが確認でき、A 市町村の国民年金被保険者名簿においても、申立人が最初に国民年金被保険者資格を取得した昭和 59 年 12 月 26 日に係る資格取得届が、平成 5 年 2 月 17 日に受付されていることが確認できることから、この頃に申立人の国民年金の加入手続が行われたことがうかがえるとともに、ii) 上記被保険者名簿及びオンライン記録において、申立期間直後の 3 年 2 月から 4 年 3 月までの期間の国民年金保険料が 5 年 3 月 30 日に過年度納付されていることが確認できる。

しかしながら、上記過年度納付が行われた時点では、申立期間は時効により国民年金保険料が納付できない期間に該当する上、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は平成 5 年 3 月 19 日に払い出されていることが確認できるものの、この払出日以前に、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず

ない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとされる申立人の義父は既に死亡していることから、当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況の詳細について確認することができない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 12 月から 26 年 7 月 1 日まで

私は、昭和 21 年 12 月頃から A 社 B 事業所（後に、C 社（現在は、D 社）が同事業所を買収。）に勤務していたが、同社における厚生年金保険被保険者記録が無いのはおかしい。

私が C 社に勤めることができたのは、A 社 B 事業所で勤務していたからであり、同社において厚生年金保険に加入していた記憶があるので、記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人の詳細な記憶及び同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間において、A 社 B 事業所で勤務していたことは推認できる。

また、オンライン記録によると、A 社 B 事業所に係る厚生年金保険被保険者の記録は無く、C 社 B 事業所において昭和 26 年 7 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できることから、A 社 B 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が、同年 7 月 1 日に資格を取得し、29 年 4 月 1 日に資格を喪失している記録が確認できることから、オンライン記録における申立人の C 社 B 事業所に係る厚生年金保険被保険者期間のうち、26 年 7 月 1 日から 29 年 4 月 1 日までの期間については、A 社 B 事業所における厚生年金保険被保険者の記録と判断できる。

しかしながら、昭和 21 年頃に A 社 B 事業所で勤務するよう申立人を勧誘したと申立人が記憶する同僚は、24 年 3 月 5 日に厚生年金保険被保険者資格を取得しているほか、申立人が 21 年当時に同社で勤務するよう勧誘したと記憶する同僚は、29 年 6 月 1 日に同資格を取得していることから、同社では、必ずしも入社と同時に全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

また、A 社は、「申立人の厚生年金保険に係る届出、厚生年金保険料控除及び保険料納付については、全て不明である。」旨回答している上、申立人は、「申立期間において、私と同じ仕事をしていた人はいない。」と供述している

ことから、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月から46年6月までの間のうち9か月間
私は、昭和45年8月から46年6月までの間のうち9か月間、A社で勤務した。同社では、早出勤務と遅出勤務の勤務形態で、本社のほかB支店でも勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録が無いので調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人は、期間の特定はできないものの、A社において勤務していたことが推認できる。

しかしながら、複数の同僚の供述から、A社は採用した従業員の厚生年金保険への加入手続について個々に異なる取扱いを行っていたことがうかがえるほか、複数の同僚が当時の同社B支店で勤務していたとする11人の同僚のうち、オンライン記録において厚生年金保険被保険者記録が無い者が4人いることが確認できる。

また、A社は、「当時の経理担当者が既に死亡しており、関係資料が無いため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除について不明である。」と回答している上、オンライン記録から、申立期間において同社で厚生年金保険加入記録が確認できる同僚19人に照会し回答が得られた10人からも、申立人における厚生年金保険料の控除について供述が得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月 1 日から 62 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 61 年 4 月頃から 62 年 2 月頃まで、A事業所で正職員として勤務していた。在職期間中の給与から保険料が控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によると、申立人は、昭和 61 年 4 月 10 日から 62 年 2 月 28 日までの期間において、A事業所（B氏）に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A事業所（B氏）は、平成 13 年 2 月 6 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A事業所の事業主の妻は、「申立期間当時、A事業所ではC都道府県D事業国民健康保険組合と雇用保険に加入していたが、厚生年金保険には加入していなかった。私は、昭和 58 年に前任者から事務を引き継ぎ、従業員の給料から国民健康保険料と雇用保険料の本人負担分を控除し始めたが、平成 13 年 2 月に初めて当事業所が厚生年金保険に加入するまで、厚生年金保険料を控除することはなかった。」旨、供述している。

加えて、申立人は申立期間当時の同僚の氏名を記憶していないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日まで

私は、昭和 59 年 5 月 21 日に A 社に入社し、60 年 1 月 31 日まで同社に勤務していたので、同社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、同年 2 月 1 日となるべきところ、日本年金機構からの回答によると、資格喪失日が同年 1 月 31 日とされているので、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社に昭和 60 年 1 月 31 日まで勤務していた。」と主張しているところ、申立人の雇用保険被保険者記録によると、A社における離職日は昭和 60 年 1 月 30 日であり、厚生年金保険の資格喪失日と符合している。

また、オンライン記録において、A社で昭和 59 年又は 60 年に厚生年金保険被保険者資格を喪失している同僚 6 人のうち、同社での雇用保険被保険者記録が確認できた 3 人(申立人と厚生年金保険の資格喪失日が同日の同僚 2 人を含む。)は、いずれも、雇用保険の離職日が、厚生年金保険の資格喪失日と符合しているとともに、上記の同僚 6 人に対して、同社における自身の退職日について照会したところ、回答の得られた 1 人が記憶する自身の退職日は、厚生年金保険の資格喪失日と符合している。

さらに、A社は既に解散しており、申立期間当時の同社の事業主は、「申立人のことを記憶しておらず、当時の資料等も保存していないため、申立人の退職日及び申立期間の厚生年金保険料控除等について不明である。」と回答している。

加えて、オンライン記録において、申立期間及び申立期間前後にA社で厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚 11 人に照会したところ、回答の得られた 4 人からは、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除についての証言は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 24 年頃から 30 年 2 月 26 日まで
② 昭和 30 年 3 月 1 日から 35 年 1 月 13 日まで

年金事務所からの回答によると、私が勤務していたA事業所に係る厚生年金保険被保険者期間は1か月しか記録されていない。

しかし、私は、A事業所に昭和24年頃から少なくとも同事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった35年1月13日まで勤務していたことを記憶しているので、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間①及び②において厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚18人に照会したところ、そのうち申立人を記憶しているとする同僚4人の供述から、申立人は、申立期間①及び②のうち、期間の特定はできないものの、同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A事業所は、昭和35年1月13日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、上記の同僚4人に照会したが、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除についての供述を得ることができない。

さらに、上記の同僚4人のうち、1人は、「私がA事業所に勤務していた期間のうち、5年ほど厚生年金保険被保険者記録が無い期間がある。この間は給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険

料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 9 月 12 日から 35 年 11 月 2 日まで
② 昭和 35 年 12 月 1 日から 38 年 12 月 31 日まで

平成 22 年 10 月頃、日本年金機構から送付された「脱退手当金に関わる厚生年金加入記録」を確認した際に脱退手当金を受給している記録になっていることを知ったが、私は、脱退手当金を受け取った記憶が無いので、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となるよう記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求しておらず、受給していないとしている。

しかしながら、年金事務所には、申立人に係る「脱退手当金裁定請求書」等の脱退手当金支給関係書類が保管されており、「脱退手当金裁定請求書」の氏名欄には、申立人の旧姓が記載され、押印されているところ、i) 当該請求書の住所欄には、申立人の婚姻後の住所地及び夫の氏名が記載されていること、ii) 当該請求書には、「受付 40. 3. 30 A 社会保険事務所」及び「小切手交付済 40. 9. 10」の押印が確認できることから、当該請求書は、申立期間の最終事業所である B 社を管轄していた A 社会保険事務所（当時）で受付され、裁定を行った同社会保険事務所は、当時の主な支給方法である金融機関の隔地払い（通知払い）によって、申立人の婚姻後の住所地に近い金融機関に脱退手当金を送金したものと推認できる。

また、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示がある上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人には、申立期間と脱退手当金支給決定日との間に、脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間があるが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳の記号番号で管理されている上、前述の「脱退手当金裁定請求書」

には未請求となっている被保険者期間に係る事業所名は記載されておらず、当時、請求者からの申出が無い場合、社会保険事務所では、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはいかたがえない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。